3　2に規定する要請を行う書面には、次の事項に関する情報を含める。
(a)　当該書面を作成する輸入締約国の税関当局を特定する事項
(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称
(c)　訪問の実施を希望する日及び場所
(d)　要請する訪問の目的及び実施の範囲（原産地証明書に記載された産品であって、確認の対象となっているものについての明記を含む。）
(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
4　輸出締約国は、1の規定に基づいて要請された訪問の実施を受諾するか否かを、2に規定する要請を行う書面を受領した日の後三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
5　輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日の後四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第三・二十条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

1　輸入締約国の税関当局は、輸入者が産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する関連する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。
2　輸入締約国の税関当局は、第三・十六条12の規定に従って輸出締約国の権限のある政府当局から原産地証明書の発給の決定を取り消すとの通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができる。
3　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対して書面によりその旨の決定を送付する。
(a)　当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対して第三・十八条3又は前条5に規定する期間内に情報を提供しない場合
(b)　当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合
(c)　前二条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
4　輸入締約国の税関当局は、場合に応じて前二条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対して、当該決定を通報する。

第三・二十一条　秘密性

1　各締約国は、自国の法令に従い、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供される情報の秘密性を保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれがある開示から保護する。
2　輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報については、
(a)　この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用することができる。
(b)　当該輸入締約国が裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。ただし、外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて、当該情報の提供が当該輸出締約国に要請され、かつ、当該情報が当該輸入締約国に提供された場合は、この限りでない。

第三・二十二条　軽微な誤り

輸入締約国の税関当局は、軽微な誤り（例えば、軽微な表現の相違又は語句の欠落、タイプの誤り、指定された欄からのはみ出し）を考慮しないものとする。ただし、当該軽微な誤りが原産地証明書に含まれる情報の正確性に疑いを生じさせるようなものではないことを条件とする。

第三・二十三条　虚偽申告に対する罰則及び措置

1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する第三・十六条8(b)に規定する生産者が、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。
2　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する第三・十六条8(b)に規定する生産者が、原産地証明書が発給された後に当該原産地証明書の発給を受けた産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対して書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。

注釈　原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する第三・十六条8(b)に規定する生産者は、原産地証明書が発給された後に当該原産地証明書の発給を受けた産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知った後、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対して書面により遅滞なく通報した場合には、各締約国の法令に従い、この2に規定する措置の対象とならない。

第三・二十四条　雑則

輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、英語により行う。

第三・二十五条　原産地規則に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
2　小委員会は、次のことを任務とする。
(a)　次のものに関し、検討を行い、及び必要な場合には合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。
(i)　この章の規定の実施及び運用
(ii)　いずれかの締約国が提案する附属書二又は附属書三の改正
(iii)　次条に規定する原産地規則のための運用上の手続規則
(b)　この章の規定に関連する他のあらゆる問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。
(c)　合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。
(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第三・二十六条　原産地規則のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に、原産地規則のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第四章　税関手続及び貿易円滑化

第四・一条　適用範囲及び目的

1　この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。
2　この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従って、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。
3　この章は、両締約国間の物品の貿易を円滑化するため、透明性、関税法令の適正な適用及び物品の速やかな通関を確保する枠組みを確立すること並びに税関手続の分野における協力を促進することを目的とする。

第四・二条　定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であって、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。